

【電気の計量制度に関するQ&A】

本Q&Aは、計量法関係法令に基づく電気の計量制度の解釈、運用等を明確化するものであり、電気事業法、その他法令又は各電力会社における各種約款、協定等の解釈は別途ご確認ください。

(共通の用語の定義)

- ・ 特定計量器：計量法関係法令で規定している取引若しくは証明に使用する計量器で、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものの総称
- ・ 電力メーター：特定計量器のうち電気の計量に係る電力量計等（有効期限内の検定証印又は基準適合証印が貼付されているもの）の総称
- ・ スマートメーター：通信機能及び30分値の計量値が保存可能なシステムを有するデジタル表示形式の電力メーター

(略図の説明)

本Q&Aの理解しやすくするために略図化し、以下のように記載します。

- ・ 系統から需要家への順潮流の供給地点に設置する電力メーター、又は逆潮流における発電地点から系統への連系地点に設置されている電力メーターを「親メーター」として位置付け、個々の需要地点又は発電地点に設置されているメーターを「子メーター」として位置付けて、次のように記載することとします。

【双方向の計量可能】

M

：親メーター

m1

m2

m3

：子メーター

【参考】 一般負荷(順潮流)用：

M

発電電力(逆潮流)用：

M

- ・ 需要家が消費する電力（順潮流）の一般負荷を「D」とし、また逆潮流電力を発電する発電設備を「G」として、複数存在する場合はそれぞれ「D1」「D2」「D3」、「G1」「G2」のように記載することとします。

D

：需要設備（一般負荷）

G

：発電設備

◎電気の計量制度について

Q 1. 電気の計量制度において、計量法に定める特定計量器として計量法の適用を受けるものの範囲について教えてください。

A. 計量法第2条第4項において、「取引若しくは証明（以下「取引等」という。）における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるもの」を「特定計量器」として規定しており、同法施行令第2条において電気の計量に関する特定計量器として以下の3種類が規定されております。

・最大需要電力計：

需要家の1か月の間の最大需要電力（キロワット〔kW〕）を計量する計器で、検針月を含む過去1年間の最大需要電力を「契約電力」として「基本料金」の算定に使用されます。

・電力量計：

需要家等が使用した電力量（キロワットアワー〔kWh〕）を計量する計器で、1か月の使用電力量によって「電力量料金」の算定等に使用されます。

・無効電力量計：

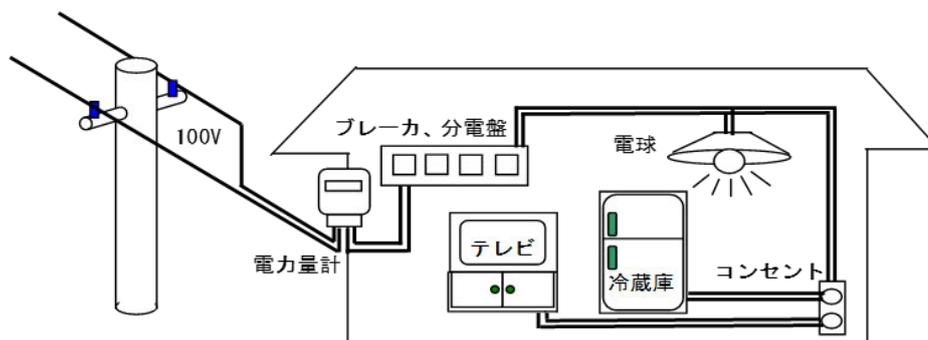
需要家の負荷の無効電力量（キロバールアワー〔kvarh〕）を計量する計器で、1か月の無効電力量と電力量によって「力率」を計算し、基本料金の割引、割増し率を算定するために使用されます。

このため、これらの特定計量器を用いて取引等を行う場合には、計量法第16条の規定に基づき、日本電気計器検定所が行う検定に合格している「検定証印」又は指定製造事業者が行う自主検査に合格している証である「基準適合証印」のいずれか（いずれも有効期間を経過していないもの）が貼付されている特定計量器を使用する必要があります。

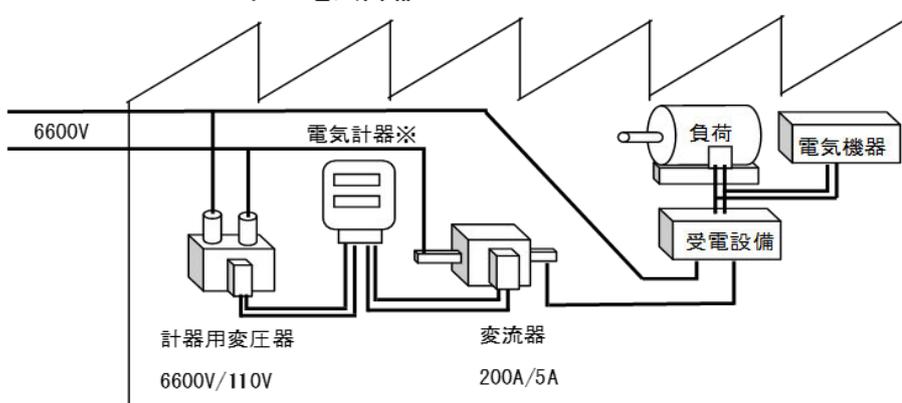
なお、この法律において「取引」とは、法第2条第2項の規定により、「有償である」と無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、「公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること」をいいます。

また、通常、一般家庭においては次の（1）のように単独計器と呼ばれる電力メーターが、工場などの大規模な施設においては（2）のように変成器付計器と呼ばれる電力メーターが設置されております。

(1) 単独計器 電気の使用量を直接計量する電気計器



(2) 変成器付計器 変成器(計器用変圧器・変流器)とともに使用して電気の使用量等を計量する電気計器



※電気計器＝電力量計＋最大需要電力計＋無効電力量計

(「電力量」・「最大需要電力」・「無効電力量」等すべてを計量できる「電力需給用複合計器」を含む)

○計量法 (抜粋)
(定義等)

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一 長さ、質量、時間、電流、・・・(略)・・・、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、・・・(略)

二 (略)

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

3 (略)

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

○計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月 経済産業省計量行政室）

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(4) 取引における計量の解釈

- ① 法第2条第2項に規定する「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。

○計量単位令（抜粋）

（計量単位の定義）

第二条 法第三条に規定する計量単位の定義は、別表第一のとおりとする。

2 （略）

別表第一（第二条関係）

	物象の状態の量	計量単位	定義
四十七	電力	ワット	一ワット工率に相当する電力
四十八	電力量	ジュール又はワット秒	一ジュールの仕事に相当する電力量
		ワット時	ジュール又はワット秒の三千六百倍

○計量単位規則（抜粋）

（記号）

第二条 法第七条の経済産業省令で定める計量単位の記号は、次のとおりとする。

- 一 法第三条及び第四条に規定する計量単位にあつては別表第二に掲げるもの
- 二 （略）

別表第二（第二条関係）

物象の状態の量	計量単位	記号
電力	ワット	W
電力量	ジュール	J
	ワット秒	W s
	ワット時	W h

Q 2. 電気の取引を行う当事者間で合意していれば、電力メーターを使用しない計量方法又は電力メーターではない計量器、計測器を使用して取引を行ってもよいですか。

A. 計量法第16条において、以下に掲げるものは取引等における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために保持してはならないと規定されています。

- ・計量器でないもの
- ・日本電気計器検定所が行う検定に合格している「検定証印」又は指定製造事業者が行う自主検査に合格している証である「基準適合証印」が付されていない特定計量器
- ・上記、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器

また、特定計量器とは、計量法第2条第4項に規定されているとおり、取引等における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保することが必要なものと位置づけられています。

電力メーターは、取引等における計量に使用され、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があると考えられることから特定計量器として規定されており、適正な計量の実施を確保するため、電力量(kWh)の取引にあっては有効期限内の検定証印又は基準適合証印が付された特定計量器のみが使用できるものとされています。

したがって、電気の取引において、法定計量単位である電力量(kWh)を計量し、その計量値をもとに取引等を行う場合には、当事者間の合意にかかわらず、計量法関係法令で定める特定計量器を使用する必要があります。

○計量法(抜粋)

(定義等)

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの(以下「物象の状態の量」という。)を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一 長さ、質量、時間、電流、・・・(略)・・・、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、・・・(略)

二 (略)

2 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

3 (略)

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

(使用の制限)

第十六条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第二条第一項第二号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第六条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第十八

条、第十九条第一項及び第一百五十一条第一項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 計量器でないもの

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という。)が行う検定を受け、これに合格したものとして第七十二条第一項の検定証印が付されている特定計量器

ロ 経済産業大臣が指定した者が製造した特定計量器であって、第九十六条第一項(第百一条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の表示が付されているもの

三 第七十二条第二項の政令で定める特定計量器で同条第一項の検定証印又は第九十六条第一項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの

2～3 (略)

○計量法関係法令の解釈運用等について(平成30年4月 経済産業省計量行政室)

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(4) 取引における計量の解釈

① 法第2条第2項に規定する「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。

◎遠隔検針の取扱い

Q 3. 一般送配電事業者が、スマートメーターの機能を用いて各需要家に設置されているメーターの計量値について遠隔検針を行うことは可能ですか。

A. 電力メーターの設置・使用者である一般送配電事業者が、直接電力メーターの表示機構により計量値の確認を行うことに替えて、スマートメーターの機能を用いて遠隔検針を行うこと及び遠隔検針によって確認された計量値を用いて電気の取引等を行うことは、計量法及び同法の関係法令により制限されるものではありません。

ただし、計量法第16条第1項の規定により、電気取引等において、同項に規定する法定計量単位による計量を行うにあたっては、同法第2条第4号に規定する特定計量器であって、同法第16条第1項第2号のイ又はロに該当するもの（同法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）の有効期間を経過していないものに限る。）を使用しなければならないこととなっております。

また、同法第10条の規定により、電気取引等における法定計量単位による計量をする者は、正確に電力量その他の物象の状態の量を計量するように努めなければならないこととなっております。

なお、遠隔検針を含めた計量値の確認や、当該確認した計量結果の使用者又は契約の相手方への通知など、電気取引等及びそれに伴う諸手続においても、計量値及び計量結果の正確性が損なわれることのないよう注意することが必要であり、契約内容・検針方法について使用者又は契約の相手方に十分な説明が行われ、合意することが求められます。

（参考）電気の取引又は証明に係る遠隔検針及び時間帯別契約における計量値表示の取扱いについて（経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長通達）

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/pdf/tutatu.pdf

◎時間帯別料金メニューの取扱い

Q 4. 小売電気事業者が、スマートメーターの30分計量値を用いて時間帯別の料金メニューにより、需要家との間で取引を行うことは可能ですか。

A. 小売電気事業者が、時間帯別の料金メニューにより電気の供給を行うにあたっては、需要家の利益の保護の観点から、供給契約の内容に応じて適切であり、かつ正確な計量値を、需要家が容易に確認できることが望ましいです。

したがって、時間帯別契約において遠隔検針を導入する場合においても、原則として、特定計量器であって、検定証印等が付されたもの（当該検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「電気計器等」という。）を用いて、時間帯別ごとの計量値を表示することにより、電気の使用者が当該時間帯別計量値を正確かつ容易に確認できるよう配慮を行うことが望ましいです。

ただし、時間帯別計量値の遠隔検針による確認結果を電気取引等に用いること、及び電気計器等による時間帯別計量値の表示は行わないことについて電気の使用者が予め了解している場合にあつては、当該遠隔検針を行う者が時間帯別計量値及びその計量結果の正確性の確保に十分配慮しており、かつ使用者に対して当該計量結果が適切に通知されるなど、電気計器等による時間帯別計量値の表示がなくとも使用者が当該結果を正確かつ容易に確認できる限りにおいて、電気計器等による時間帯別計量値の表示は要さないと考えられます。

(参考) 電気の取引又は証明に係る遠隔検針及び時間帯別契約における計量値表示の取り扱いについて（経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長通達）

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/pdf/tutatu.pdf

Q 5. 共同住宅やビル等において、その建物の管理者等が一括して受電している場合、その管理者等が、最終需要家が設置する電力メーターから受信するパルス（需要家パルス）を用いて、電気料金を請求することは可能ですか。

A.（前述の）Q 3のA及びQ 4のAに該当するものとしての需要家パルスを用いた遠隔検針の取り扱い上の要求事項は、次のとおりです。

（1）需要家パルスを発信する電気計器

（ア）次のいずれかに該当すること。

一 需要家パルスの発信装置を含め、日本電気計器検定所又は指定検定機関が行う型式の承認（以下「型式承認」という。）を受けること。

一 既に型式承認を取得している電気計器とパルスの種別及び発信装置並びに製造事業者が同一である電気計器の需要家パルスの発信装置について、型式承認試験の試験項目の確認を受け、当該電気計器の型式の軽微変更を行うこと。

（イ）需要家パルスの発信装置の機能に影響を与える部分が、データ改ざん等による不正が容易に行われないように封印がされているものであること。例えば、はがせば痕が残るようなシール等の方法により、不正を確認できる方法でもよい。

（2）需要家パルスを受信する機器（受信機器）

次のいずれにも該当することを契約の当事者双方が合意した方法で確認すること。

① 受信機器に取引又は証明に使用しない表示がある場合は、当該表示について取引又は証明用以外であることが容易に確認できるよう配慮されていること。

② 受信機器は、電気取引等を行うために十分な最小表示単位（桁数）を有すること

③ 次の事項の確保に十分配慮されていること。

一 電気計器の全日計量値と受信機器の時間帯別計量値の合算値の一致

一 電気計器の最大需要電力値と受信機器の最大需要電力値の一致

一 電気計器の日時と受信機器の日時の一致

一 電気計器の計量値と受信機器の数値の一致について、契約毎に定期的に確認し、かつ、記録の保存がなされること

④ 乗率をかけて表示することができる表示機構は、電気計器本体の銘板上に表記された乗率が設定されていること。

⑤ 受信機器他は、重要な機構に容易に触れない構造であり、データ改ざん等による不正が容易に行われなくなっていること。例えば、はがせば痕が残るようなシール等の方法により、不正を確認できる方法でもよい。

⑥ 受信機器が変成器 2 次側から電源の供給を受ける構造のものは、変成器の使用負担の範囲であること。

（3）その他

需要家パルスを発信する電気計器の計量値と需要家パルスを受信する機器の数値に相違が生じた場合には、需要家パルスを発信する電気計器の計量値を用いること。

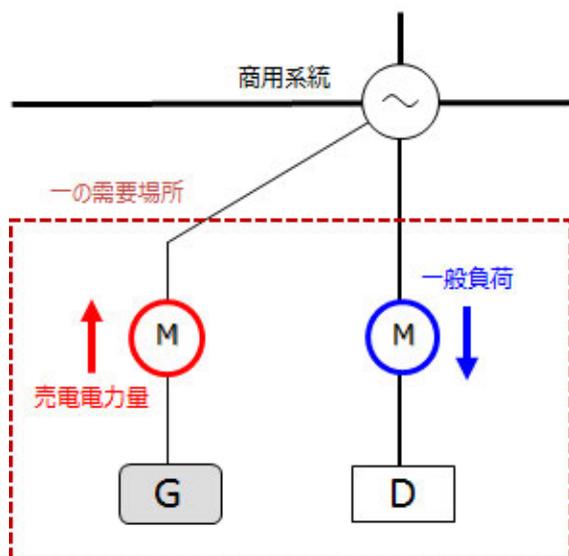
（参考）電気の取引又は証明に係る遠隔検針及び時間帯別契約における計量値表示の取り扱いについて（経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長通達）

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/measure/pdf/tutatu.pdf

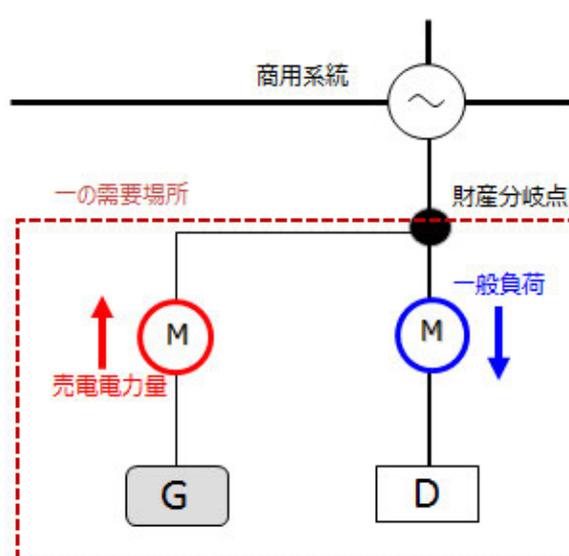
◎需要家が電源を設置する場合の取扱い

Q 6. 一の需要場所において、一般送配電事業者の供給地点に電力メーター（供給用メーター：M）が設置されている場合において、需要家がこの需要場所内に太陽光発電など新たに電源を設置するとともに売電専用の電力メーター（受電用メーター：M）を設置する場合、その電源から発電される電力すべてを、他の者に販売することは可能ですか。

①別引込方式（2引込）



②共用引込方式（Y字分岐）

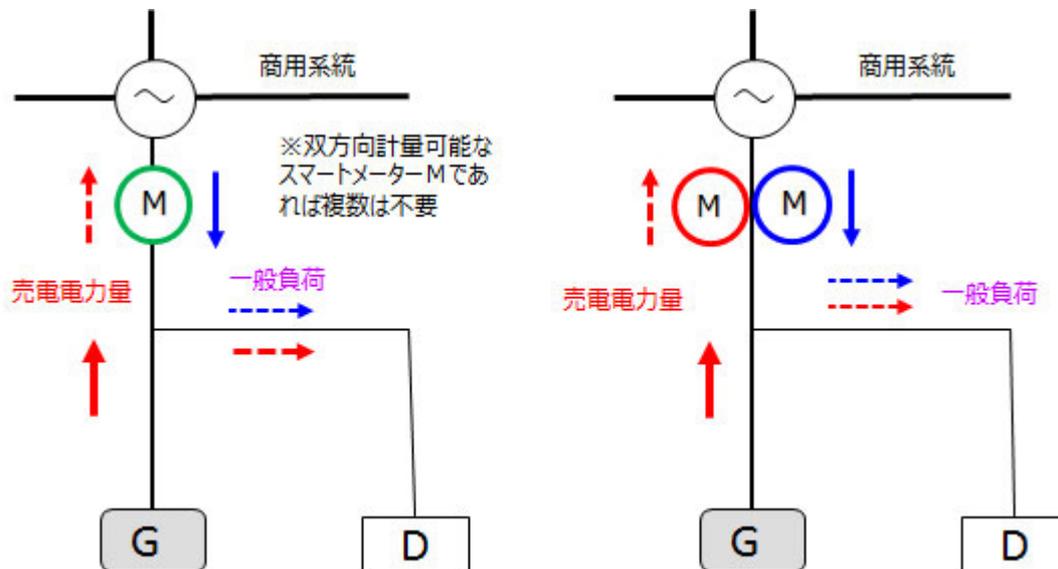


A. 需要家自ら設置した電源から発電される電力を全量売電することは、計量法では規制していませんが、この場合、上記のように①別引込方式（2引込み）、②共用引込方式（Y字分岐）を選択していただく必要があります。

その上で、発電電力量（kWh）の計量値をもとに取引等を行う場合には、計量法第16条の規定に基づき、有効期限内の検定証印又は基準適合証印が貼付された特定計量器（以下「検定済の特定計量器」という。）以外の使用を制限しておりますので、計量法関係法令で規定されている電力メーターの設置が必要であり、いずれの場合も全量配線に売電専用の電力メーターを設置していれば、他の者へ売電することは可能です。

なお、全量配線が認められる容量には定めがあるため、別途ご確認ください。

Q 7. 一の需要場所において、一般送配電事業者の供給地点に電力メーター（供給用メーター：M）が設置されている場合において、需要家がこの需要場所に太陽光発電など新たに電源を設置する場合、この電源によって自らの需要（D）を賄う又は補うとともに、自らの需要を超える発電量のみを他の者に販売することは可能ですか。

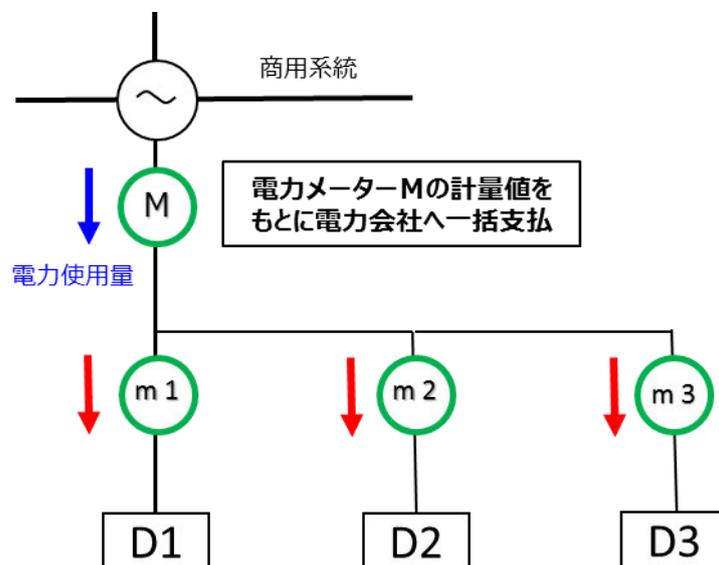


A. 需要家自ら設置した電源から発電される電力を、自らの需要として一般負荷（D）で使用し、余剰電力量（kWh）の計量値をもとに取引等を行う場合には、計量法第16条の規定に基づき検定済の特定計量器以外の使用を制限しておりますので、計量法関係法令で規定されている電力メーターの設置が必要です。

なお、この場合、電力メーターMが双方向の計量が可能な電力メーターが設置されていれば、電力メーターで計量した余剰電力量（逆潮流電力量）の計量値をもとに他の者に売電することは可能ですが、双方向の計量が可能な電力メーターでない場合には、逆潮流電力量を計量するための電力メーター（受電用メーター：M）が別途必要となります。

◎按分計量の取扱い

Q 8. 按分計量に用いられる電力メーター（子メーター）は、取引又は証明上の計量に使用される特定計量器に該当しますか。



A. 『計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月 経済産業省計量行政室）』の「2 法第2条第2項に規定する「取引又は証明」の具体的事例について」において、賃貸又は分譲にかかわらず電力等の供給業者へ一括して支払った料金等を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターも、取引又は証明上の計量に使用されている計量器に該当する旨明記されております。

したがって、按分計量に用いられる子メーター（m1～m3）についても、計量法関係法令で規定されている検定済の特定計量器の設置が必要です。

○計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月 経済産業省計量行政室）

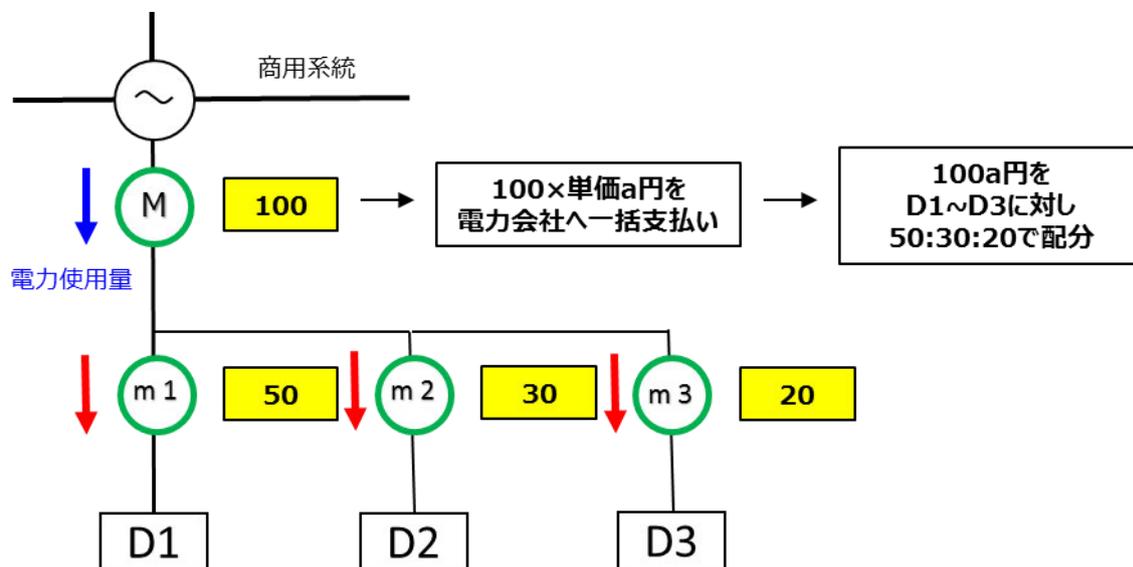
2 法第2条第2項に規定する「取引又は証明」の具体的事例について

・集合住宅における水道メーター等について

水道メーター、温水メーター、ガスメーター、微流量燃料油メーター、積算熱量計、電気計器による取引又は証明における計量には、建物の賃貸借契約に付随して賃貸人と賃借人との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。また、分譲マンション等の管理組合や管理会社と区分所有者又は入居者との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。

したがって、貸ビル、アパート、分譲マンション等その集合住宅において一括して水道、温水、灯油、熱、電力等の供給事業者へ支払った料金等を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターも、取引又は証明上の計量に使用される計量器に該当する。

Q 9. 貸しビル、アパート、分譲マンションなど、一の需要場所に複数の需要家が存在する場合、供給地点の電力メーター（親メーター：M）の計量値により一括して電力の供給事業者へ支払った料金等を、各戸、各室に設置する電力メーター（子メーター：m 1～m 3）の使用量に応じて配分することは可能ですか。



A. マンションのオーナー又は管理者等が料金徴収の算定根拠として子メーターの計量値を使用しているのであれば、『計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月 経済産業省計量行政室）』の、「2 法第2条第2項に規定する「取引又は証明」の具体的事例について」に明記されているとおり、賃貸か分譲かにかかわらず、当該子メーターは、取引等に使用されている計量器に該当しますので、計量法関係法令で規定されている電力メーターの設置が必要です。

その上で、供給地点の親メーターM及び需要家の各戸に設置されている子メーター（m 1～m 3）ともに検定等を受けた特定計量器であれば、上記の図のように当該子メーターと受電地点に設置されている親メーターとの按分計量により各戸、各室の料金精算を行うことは可能です。

他方、料金徴収の算定根拠として子メーターの計量値を使用せず、例えば専有面積で按分して料金を徴収するような場合であれば、当該子メーターは不要と考えられます。

○計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月 経済産業省計量行政室）

2 法第2条第2項に規定する「取引又は証明」の具体的事例について

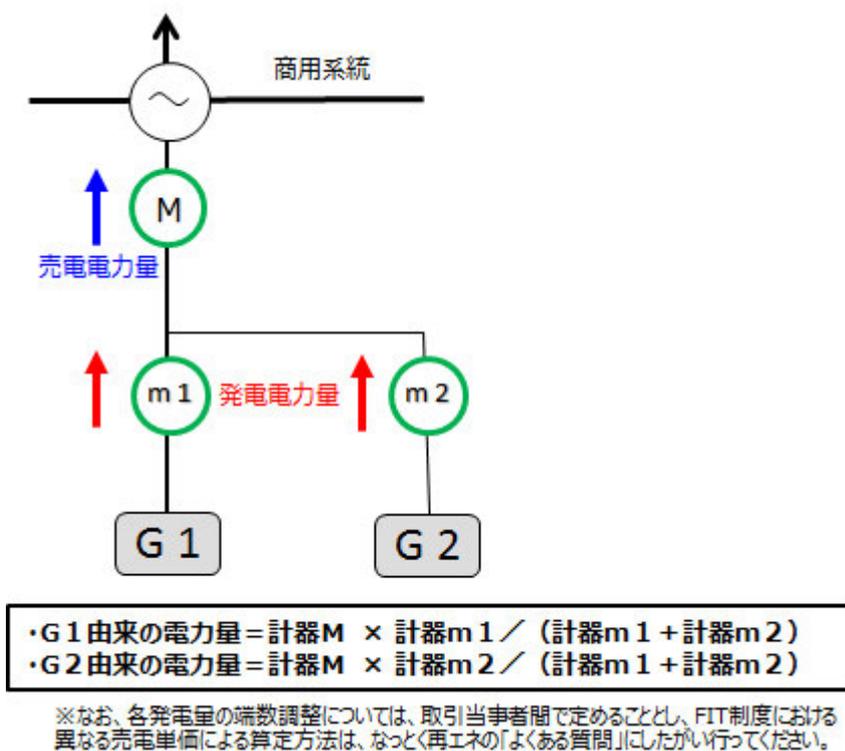
・集合住宅における水道メーター等について

水道メーター、温水メーター、ガスメーター、微流量燃料油メーター、積算熱量計、電気計器による取引又は証明における計量には、建物の賃貸借契約に付随して賃貸人と賃借人との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。また、分譲マンション等の管理組合や管理会社と区分所有者又は入居者との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。

したがって、貸ビル、アパート、分譲マンション等その集合住宅において一括し

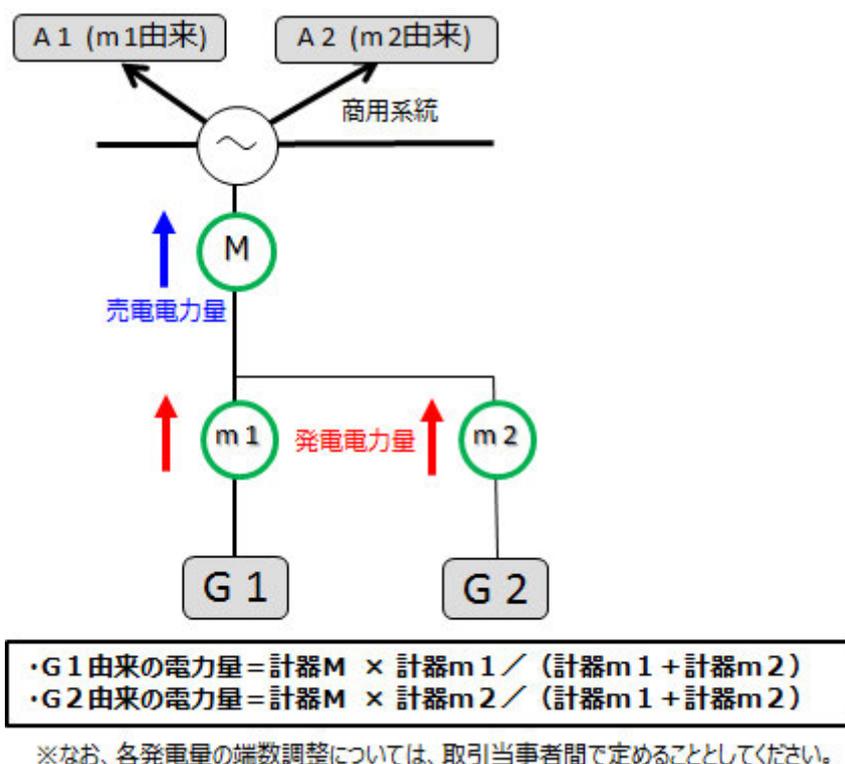
て水道、温水、灯油、熱、電力等の供給事業者へ支払った料金等を各室の使用量に
応じて配分するために用いられるメーターも、取引又は証明上の計量に使用される
計量器に該当する。

Q 1 0. 一の発電場所において複数の電源が存在する場合、系統連系する受電地点に設置されている電力メーター（親メーター：M）の計量値を、発電設備ごとに設置された電力メーター（子メーター：m 1、m 2）の計量値によって按分することにより、発電設備ごとに異なる売電単価で電気の取引を行うための計量として扱うことは可能ですか。
（※売電先が1者の場合）



A. 上記の図のように、検定済の特定計量器である電力メーターが設置されている場合であって、G 1 由来の発電電力量 = 計器M \times 計器m 1 / (計器m 1 + 計器m 2)、G 2 由来の発電電力量 = 計器M \times 計器m 2 / (計器m 1 + 計器m 2) と按分して取引を行う限りにおいては、計量法関係法令で定める特定計量器を用いた計量が行われていると考えられることから、このように電源ごとに異なる売電単価で電気の取引を行うことは可能です。

Q 1 1. 一の発電場所において複数の電源が存在する場合、系統連系する受電地点に設置されている電力メーター（親メーター：M）の計量値を、発電設備ごとに設置された電力メーター（子メーター：m 1、m 2）の計量値によって按分することにより、発電設備ごとに異なる取引先に対して電気の取引を行うための計量として扱うことは可能ですか。



A. 計量法第 10 条に基づき、「取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない」とされています。

上記の図のように、G 1 由来の発電電力量を A 1 に、G 2 由来の発電電力量を A 2 に売電する場合、正確な計量を確保する観点からは、A 1、A 2 が M と m 1、m 2 を同時に計測するとともに、それぞれの G 由来の電力量を測定する方法を取り決めておかなければ、相互に計測された値の正確性に疑義が生じ問題となる場合があります。

例えば、以下のような場合には当事者間で問題となる可能性が考えられます。

【例】

A 1 が 1 日締め、A 2 が 15 日締めで計量を行う場合、A 1 は 15 日時点の計量値を見ていないため、A 2 が主張した計量値が本当に正しいものか分からない。

他方、例えば以下のような要件が満たされていて当事者間で合意がなされている場合にあっては、当事者間での問題となる可能性は低いと考えられ、また、取引は特定計量器を用いて行われていることから計量法上問題とはならないと考えられます。

【要件】

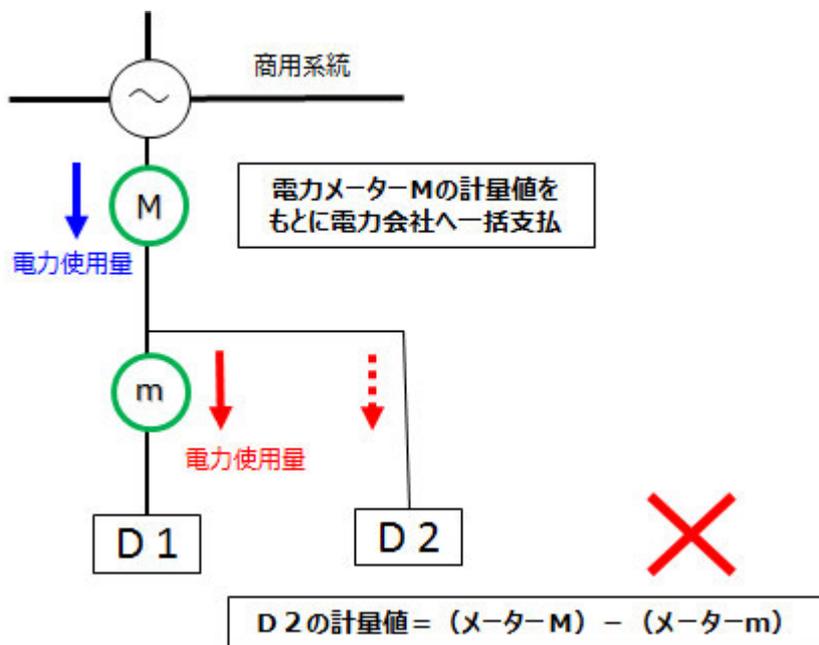
- ① M、m 1、m 2 の計量値を G の保有者、A 1、A 2 がいつでも把握できるような計量器の配置にすること
- ② 当事者間で按分による計量方法について合意すること

- ③ 同じタイミングで検針を行うことについて当事者間で合意すること
- ④ ①～③の内容が契約・協定等で担保されること

なお、第1回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で整理された出力10kW未満の太陽光発電設備に係るケースについて、新たに電気の取引を行う場合には、差分計量による取引を行う必要があります。(Q14、Q16参照)

◎差分計量の取扱い

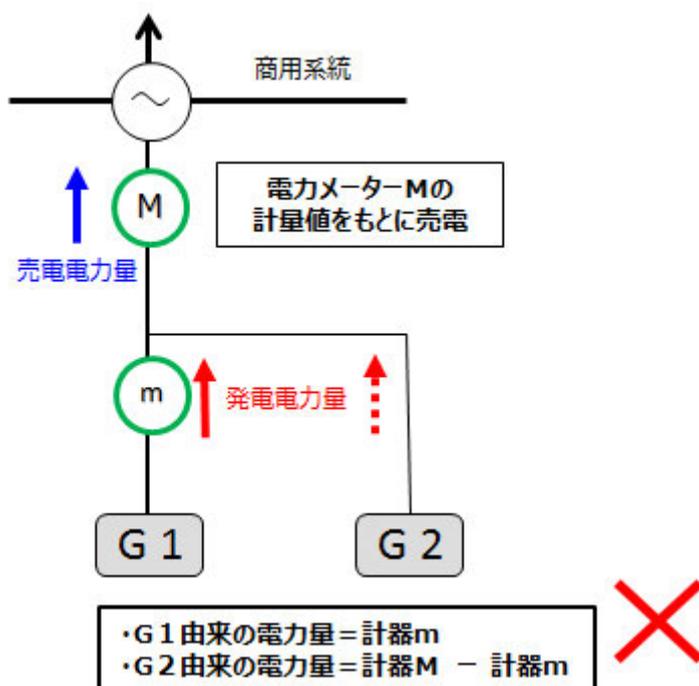
Q 1 2. 一の需要場所に複数の需要家が存在する場合において、系統からの供給地点において設置されている電力メーター（親メーター：M）と、二者のうち一者の需要地点（D 1）に設置されている電力メーター（子メーター：m）との差分値でもう一方（D 2）の計量値として取引を行うための計量として扱うことは可能ですか。



A. 電力メーターは、取引等における計量に使用される計量器であり、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があると考えられることから、特定計量器として規定されております。適正な計量の実施を確保するため、電力量（kWh）の取引にあつては有効期限内の検定証印又は基準適合証印が付された特定計量器のみが使用できるものとされています。

したがって、原則として、適正な計量の実施を確保できるかどうか検証されていないものについては、差分による値を用いて取引を行うことはできません。

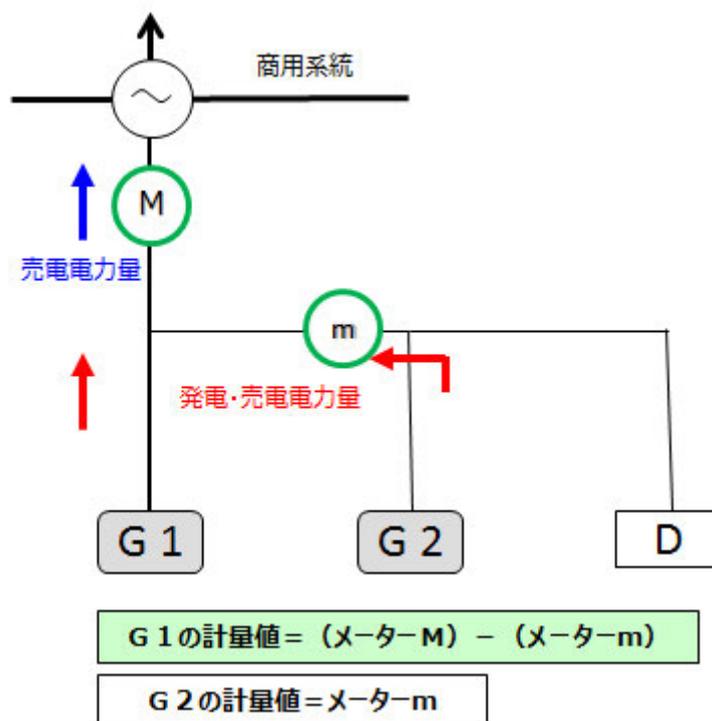
Q 1 3. 一の発電場所に複数の電源が存在する場合において、系統連系される受電地点において設置されている電力メーター（親メーター：M）と、二つのうちの一つの発電地点に設置されている電力メーター（子メーター：m）との差分値を用いてもう一方の計量値として取引を行うための計量として扱うことは可能ですか。



A. 電力メーターは、取引等における計量に使用される計量器であり、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があると考えられることから、特定計量器として規定されております。適正な計量の実施を確保するため、電力量（kWh）の取引にあつては有効期限内の検定証印又は基準適合証印が付された特定計量器のみが使用できるものとされています。

したがって、原則として、適正な計量の実施を確保できるかどうか検証されていないものについては、差分による値を用いて取引を行うことはできません。

Q14. 発電設備10kW未満の太陽光発電の余剰売電で、複数の電源が存在する場合において、系統連系される受電地点において設置されている電力メーター（親メーター：M）と、二つのうち一つの発電地点に設置されている電力メーター（子メーター：m）との差分値を電源G1の計量値として取引を行うための計量として扱うことは可能ですか。（※売電先が1者の場合）

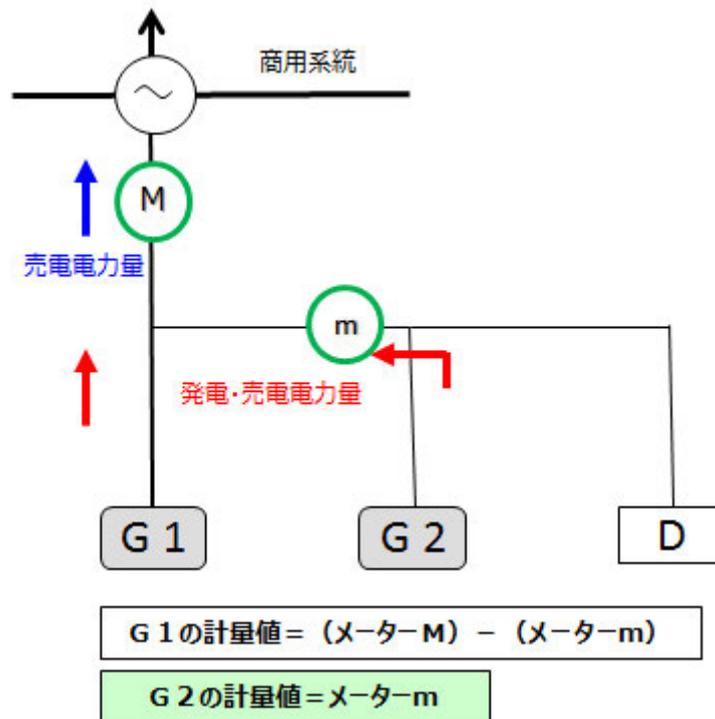


A. 電力メーターは、取引等における計量に使用される計量器であり、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があると考えられることから、特定計量器として規定されております。適正な計量の実施を確保するため、電力量（kWh）の取引にあつては有効期限内の検定証印又は基準適合証印が付された特定計量器のみが使用できるものとされています。

したがって、原則として、適正な計量の実施を確保できるかどうか検証されていないものについては、差分による値を用いて取引を行うことはできません。

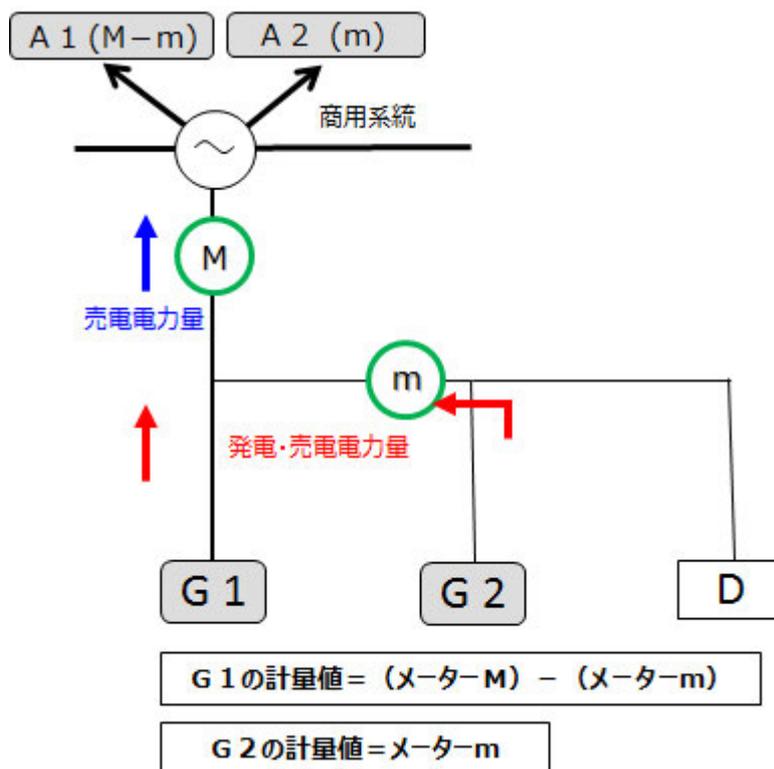
他方、第1回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で整理された出力10kW未満の太陽光発電設備に係るケース（上記の図の例）については、実証事業において差分計量の正確性が確認されたものであるため、差分計量による取引が可能です。

Q 1 5. 発電設備 1 0 k W未満の太陽光発電の余剰売電で、複数の電源が存在する場合で、系統連系される受電地点において設置されている電力メーター（親メーター：M）と、二つのうち一つの発電地点に設置されている電力メーター（子メーター：m）を設置する場合、電源G 2の余剰電力量として、子メーターmの計量値で取引を行うための計量として扱うことは可能ですか。（※売電先が1 者の場合）



A. 第1回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で整理された出力1 0 k W未満の太陽光発電設備に係るケースについては、実証事業において差分計量の正確性が確認されたものであるため、差分計量による取引が可能です。

Q 1 6. 一般家庭の一の発電場所において複数の電源（10 kW未満の太陽光発電）が存在する場合、受電地点の電力メーター（親メーター：M）の計量値を、電源ごとに設置された電力メーター（子メーター：m）の計量値によって差分計量を行うことにより、電源ごとに異なる取引先に対して電気の取引を行うための計量として扱うことは可能ですか。



A. 電力メーターは、取引等における計量に使用される計量器であり、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があると考えられることから、特定計量器として規定されております。適正な計量の実施を確保するため、電力量（kWh）の取引にあっては有効期限内の検定証印又は基準適合証印が付された特定計量器のみが使用できるものとされています。

したがって、原則として、適正な計量の実施を確保できるかどうか検証されていないものについては、差分による値を用いて取引を行うことはできません。

他方、第1回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会で整理された出力10 kW未満の太陽光発電設備に係るケース（Q 1 4の図の例）、実証事業において差分計量の正確性を確認した事例で要件を満たすものと認められたものについては差分計量による取引が可能としております。

ただし、従前より按分計量が行われていた場合に限れば、差分計量へ切り替えを行おうとすれば、追加の工事等が必要となるため、このようなケースについては、今後とも引き続き、按分計量を行うことが合理的と考えられますので、按分計量による取引も可能です。

◎託送約款上の考え方及び計量法等の整合

現行の託送約款においては、送配電事業に要する費用を抑制する観点から、託送供給に係る契約の単位として、1発電場所につき、1引込1計量器が原則（特定の発電者が多数の計量器を設置することによって、送配電コストが上昇することを防ぐため）です。

この原則を前提とすれば、発電者のニーズにより、1発電場所内にあるそれぞれの発電設備ごとの発電量の把握（按分等）を行う場合、必要となる追加の計量器は、発電者にて設置・管理・検針・費用負担を行うことが基本です。

他方、一般家庭が、発電設備について、これらを行うことは困難です。このため、例外として、太陽光発電（10kW未満の家庭用発電）設備リソースを活用する差分計量（※）に関しては、発電者（一般家庭）が、計量器やその工事に要する費用を負担することを前提に、一般送配電事業者が、計量器の設置・管理・検針、計量値の仕訳管理を行うことが適当と考えられます。

（※）発電者（一般家庭）のニーズにかかわらず、2つの発電設備群（FIT群／非FIT群など）について複数の計量値の仕訳のため差分計量を行うケース。

なお、現に按分計量によって正確な計量が実施できている事案について、差分計量へ切り替えを行おうとすれば、追加の工事等が必要となるため、このようなケースについては、今後とも引き続き、按分計量を行うことが合理的と考えられます。

また、発電者が一般家庭でない場合であっても、FIT電源と非FIT電源でインバランス精算の考え方が異なるなど、発電者のニーズにかかわらず複数の計量値の仕訳が必要となる場合にも、例外的に、発電者が検針する値を用いて、一般送配電事業者が託送供給に必要な計量値の仕訳管理を行います。